

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を21万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月7日
② 平成16年12月24日
③ 平成18年7月15日
④ 平成18年12月11日

法人Aに勤務している期間のうち、申立期間①、②、③及び④に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人Aから提出された賞与統計表及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立人は申立期間において、社会保険委員を委嘱されている上、同僚の一人から提出された年金記録に係る確認申立書（以下「申立書」という。）の当時の事業主、同僚、経理担当者の氏名などを記載する欄に申立人の名前が記入されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、「賞与支払届は、私が担当していたので、申立期

間の賞与支払届を提出していないことを、申立人を含めて従業員は知らなかった。社会保険委員として申立人の名前を使っているが、申立人は、私の指示で従業員の資格の取得・喪失に係る届出を行っていただけで、そのほかの社会保険事務は、私が担当しており、分からないことは税理士事務所と相談して行っていた。」と供述している上、前述の同僚は、「私の勤務を証言してもらえる同僚として、申立書に申立人の名前を記入したのであり、経理事務や社会保険事務は、申立人ではなく、事業主が行っていた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が賞与支払届の提出等に関与していたとは考え難く、本件申立ては、特例法第1条第1項ただし書に規定される「事業主が厚生年金保険料の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

したがって、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額については、前述の賞与統計表及び賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、いずれも21万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。